

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(有価証券の所有者数の算定方法)</p> <p>第十六条の三 法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定するものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の事業に係る者に限ることができるとされている株券について、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以外に当該会社の事業と特定の関係を有する当該株券の所有者に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者については、その数を当該名簿の数により算定することができる。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 優先出資証券 優先出資に係る剰余金の配当及び残余財産の分配並びに優先出資の消却の方法の内容が同一である優先出資証券ごとに、優先出資法に規定する優先出資者名簿に記載され、又は記録された優先出資者の数</p> <p>〔五・六 略〕</p>	<p>(有価証券の所有者数の算定方法)</p> <p>第十六条の三 〔同上〕</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 優先出資証券 剰余金の配当、残余財産の分配及び優先出資法第十五条第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法の内容が同一である優先出資証券ごとに、同法に規定する優先出資者名簿に記載され、又は記録された優先出資者の数</p> <p>〔五・六 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。